

令和6年度 府税のしおり②

WEB版は
こちら



©2014 大阪府もずやん

法人府民税・法人事業税 特別法人事業税・地方法人特別税

法人府民税

納める人

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する法人	均等割額
公益法人等(商工会議所等)又は人格のない社団等(青年団、PTA、県人会等)で収益事業を営むもの	法人税割額
府内に事務所等を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均等割額
府内に事務所等を有する公共法人(日本放送協会、日本下水道事業団等)	
府内に寮等がある法人で府内に事務所等を有しないもの	

納める額

● 均等割

資本金等の額に応じて、5段階の税率が定められています。

法人の資本金等の額の区分	税率
1,000万円以下である法人等(注)	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

法人府民税(均等割)の超過課税について

大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興等、大阪経済の成長に向けた施策を実施するため、令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分まで法人府民税(均等割)について超過課税を実施しています。

(注) ①公共法人・公益法人等(地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。)②人格のない社団等(地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限りです。)③一般社団法人・一般財団法人④資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)を含みます。

※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

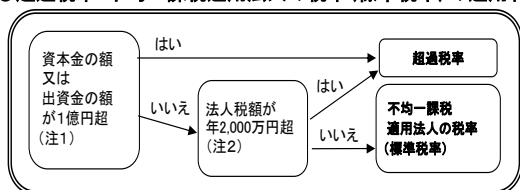
なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。

※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日(ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

● 法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

○超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



税率(%)	
令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)
2	1
超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)
4.2	3.2

(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

(注2) 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額)(申告書第6号様式又は第6号様式(その2)の「⑤欄」に記載すべき額)によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式[2,000万円×事業年度の月数÷12月]により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■ 納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。納税場所については、[15ページ](#)を参照してください。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人） 予定申告 $\frac{\text{前事業年度分として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$ 仮決算に基づく中間申告(注) 事業年度開始の日から6か月の期間を一事業年度とみなして計算した場合の申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告	事業年度終了の日から2か月以内
3 府民税均等割申告 公共法人・公益法人等で収益事業を営まない場合の申告	4月30日

(注)協同組合等を通算親法人とする通算子法人及び法人課税信託である場合は、仮決算に基づく中間申告はできません。仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。

- 通算子法人で予定・中間申告を行う場合、予定申告税額の算定では、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を「6」に代えて乗じます。申告期限は通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。
- 2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、従業者の数によって、都道府県ごとに法人税額を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分が行われた場合は、都道府県知事にその旨を届け出ることにより、法人税と同じ期間、申告書の提出期限が延長されます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。
- 大法人が行う法人府民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければなりません。
 - ◆対象となる大法人
 - ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人、特定目的会社
 - ◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算に基づく中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。
 - ◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますのでご注意ください(障害等によりeLTAXの利用が困難な場合等を除きます。)

法人府民税(法人税割)・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、令和8年10月31日までに終了する事業年度分の法人府民税(法人税割)及び法人事業税について超過課税を実施しています。

法人事業税

■ 納める人

府内に事務所等を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等(商工会議所等)又は人格のない社団等(青年団、PTA、県人会等)は、収益事業を営む場合に限り納めます。

■ 納める額

法人の種類により、次のとおり算定した税額を納めます。算定方式の異なる事業を併せて行っている法人は、事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額を納めます。

① 所得金額課税法人(法第72条の2第1項第1号ロ)

②～⑥以外の法人

所得(注1) × 税率 = 税額

② 外形標準課税適用法人(同項第1号イ)

各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。)で、③、⑤、⑥以外の法人

(付加価値額(注2) × 税率) + (資本金等の額(注3) × 税率) + (所得 × 税率) = 税額

③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人(同項第2号)

収入金額(注4) × 税率 = 税額

④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(注5)を行う法人(⑤以外の法人)(同項第3号ロ)

(収入金額 × 税率) + (所得 × 税率) = 税額

⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人(同項第3号イ)

(収入金額 × 税率) + (付加価値額 × 税率) + (資本金等の額 × 税率) = 税額

⑥ 特定ガス供給業(注6)を行う法人(同項第4号)

(収入金額 × 税率) + (付加価値額 × 税率) + (資本金等の額 × 税率) = 税額

(注1) 原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得をいいます。なお、医療法人(公益法人等及び人格のない社団等で医療保険業を行うものを含みます。)又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会の社会保険診療に係る所得については課税されません。

(注2) 各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料及び単年度損益の合計です。詳細は、[9ページ](#)をご覧ください。

(注3) 各事業年度末日における「法人税法第2条第16号に規定する額から、無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資額」のいずれか高い金額です。詳細は、[9ページ](#)をご覧ください。

(注4) 各事業の収入金額です。例えば電気供給業の場合は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等を控除した金額となります。

(注5) 小売電気事業等・発電事業等は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

(注6) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ガス供給業のうち、導管ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいいます。)以外の事業であって一定の要件を満たすガス事業者が行うものをいいます。

● 税率

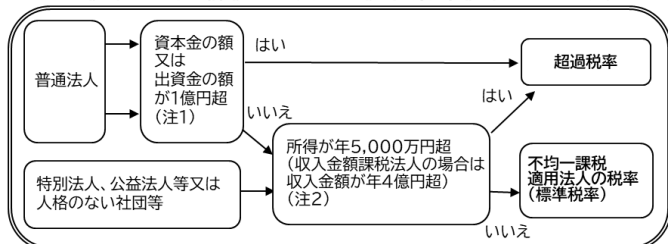
○ 税率表

法人の種類		所得等の区分			税率(%)			
					事業年度開始の日			
					R4.4.1~	R2.4.1~ R4.3.31	R1.10.1~ R2.3.31	H28.4.1~ R1.9.30
① (法第72条の2第1項第1号ロ) 所得金額課税法人	①-1 普通法人(注1)、 公益法人等、 人格のない社団等	所得割	適軽 用減 税法 税率	年400万円以下の所得	超過	3.75		3.65
					標準	3.5		3.4
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	5.665		5.465
					標準	5.3		5.1
				年800万円を超える所得	超過	7.48		7.18
			標準	7		6.7		
		軽減税率不適用法人	超過	7.48		7.18		
			標準	7		6.7		
	①-2 特別法人(注1・2)	所得割	適軽 用減 税法 税率	年400万円以下の所得	超過	3.75		3.65
					標準	3.5		3.4
			年400万円を超える所得	超過	5.23		4.93	
				標準	4.9		4.6	
			軽減税率不適用法人	超過	5.23		4.93	
		標準	4.9		4.6			
② 外形標準課税適用法人 (同項第1号イ)	所得割	適軽 用減 税法 税率	年400万円以下の所得	超過	—(注3)	0.495	0.395	
				標準	—(注3)	0.4(注4)	0.3(注4)	
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	—(注3)	0.835	0.635	
				標準	—(注3)	0.7(注4)	0.5(注4)	
			年800万円を超える所得	超過	—(注3)	1.18	0.88	
			標準	—(注3)	1(注4)	0.7(注4)		
		軽減税率不適用法人	超過	1.18		0.88		
			標準	1(注4)		0.7(注4)		
		付加価値割	超過	1.26				
		資本割	超過	0.525				
③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、 導管ガス供給業、保険業 又は貿易保険業を行う法人 (同項第2号)	収入割	超過	1.065		0.965			
		標準	1		0.9			
④ 小売電気事業等、発電事業等 及び特定卸供給事業を行う法人 (⑤以外の法人) (同項第3号ロ)	収入割	超過	0.8025		本表の③を参照			
		標準	0.75					
	所得割	超過	1.9425		—			
		標準	1.85		—			
⑤ 小売電気事業等、発電事業等 及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 (同項第3号イ)	収入割	超過	0.8025		本表の③を参照			
		標準	0.75(注4)					
	付加価値割	超過	0.3885		—			
	資本割	超過	0.1575		—			
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 (同項第4号)	収入割	超過	0.519		本表の③を参照			
		標準	0.48(注4)					
	付加価値割	超過	0.8085		—			
資本割	超過	0.336		—				

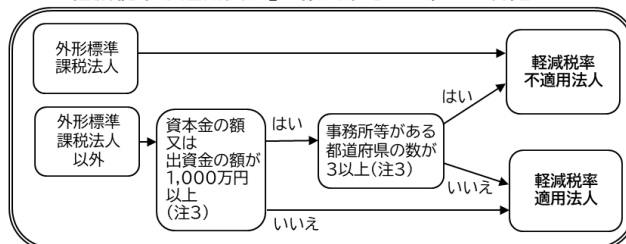
- (注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等地方税法第72条の24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
- (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
 - ・平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
- (注3) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
- (注4) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

○ 税率適用フロー

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- (注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。
- (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額)(申告書第6号様式の「㊸欄」に記載すべき額若しくは「㊹欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式(その2)の「㊸欄」に記載すべき額、「㊹欄」に記載すべき額若しくは「㊺欄」に記載すべき額(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額))によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式[5,000万円(又は4億円)×事業年度の月数÷12月]により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- (注3) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)の現況により判定します。

■ 納める方法

法人府民税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。納税場所については[15ページ](#)を参照してください。

- 2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、従業者の数等によって、都道府県ごとに所得等を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下「定款等」という。)の定めにより、決算についての定時総会が招集されない若しくは通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により所得の金額等の計算を了することができないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をそれぞれ事業年度終了の日から2か月以内に提出することができない常況にある法人は、都道府県知事に申請書を提出し、承認を受けることにより、①事業年度終了の日から3か月以内(通算法人にあっては4か月以内)、②当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等に定めがある場合は6か月を超えない範囲内、③やむを得ない理由がある場合には指定する月数以内に申告し、納めることができます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。
- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければなりません。
 - ◆対象となる大法人
 - ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人、特定目的会社
 - ◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算に基づく中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。
 - ◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますのでご注意ください(障害等により、eLTAXの利用が困難な場合等を除きます。)

特別法人事業税〔国税〕

■ 納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

■ 納める額

基準法人所得割額(基準法人収入割額) × 税率 = 税額

※ 基準法人所得割額(基準法人収入割額)とは、標準税率により計算した法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。(標準税率については、[4ページ](#)を参照してください。)

● 税率

課税標準	法人の種類 (事業税の税率表の区分)	税率(%)		
		事業年度開始の日		
		R4.4.1~	R2.4.1~ R4.3.31	R1.10.1~ R2.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人(普通法人等)	37		
	①-2 所得金額課税法人(特別法人)	34.5		
	② 外形標準課税適用法人	260		
基準法人収入割額	③ 電気供給業等(④・⑤を除く)を行う法人	30		
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40	本表の ③を参照	
	⑥ 特定ガス供給業法人	62.5		

■ 納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

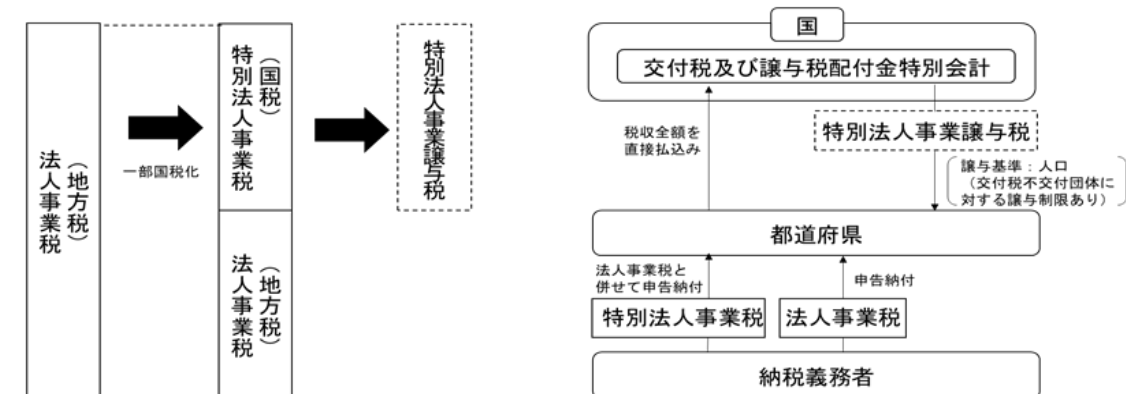
納税場所については[15ページ](#)を参照してください。

(参考)特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の概要

特別法人事業税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、人口で按分して、国が都道府県に譲与します。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



地方法人特別税〔国税〕

■ 納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。

※ 平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用されます。

■ 納める額

基準法人所得割額(基準法人収入割額) × 税率 = 税額

※ 基準法人所得割額(基準法人収入割額)とは、標準税率により計算した法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

(標準税率については、[4ページ](#)を参照してください。)

● 税率

課税標準	法人の種類 (事業税税率表の区分)	税率(%)
		事業年度開始の日
		H28.4.1~R1.9.30
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	414.2
	外形標準課税適用法人以外の法人	43.2
基準法人収入割額		43.2

■ 納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

納税場所については[15ページ](#)を参照してください。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、地方公共団体が行う地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、寄附金の損金算入措置に加え、法人住民税法人税割額及び法人事業税額から控除する制度です。

青色申告書を提出する法人が、平成28年4月20日から令和7年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合に当該寄附金を支出した日を含む事業年度の法人事業税、法人府民税から次の金額を控除します。

○ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度

・法人事業税 寄附額の20%(ただし、法人事業税額の20%が上限)

・法人府民税(法人税割) 寄附額の5.7%(ただし、法人府民税法人税割額の20%が上限)

※ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用を受ける場合は、第7号の3様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出をお願いします。

○ 令和2年3月31日以前に開始する事業年度

・法人事業税 寄附額の10%(ただし、法人事業税額の20%が上限)

・法人府民税(法人税割) 寄附額の2.9%(令和元年9月30日以前に開始する事業年度は5%)
(ただし、法人府民税法人税割額の20%が上限)

■ 外形標準課税の対象法人

下表に該当する普通法人(みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。以下、同じです。)の事業税については、付加価値割、資本割及び所得割の合算によって課される外形標準課税が適用されます。

また、収入金課税事業の対象法人のうち一部の法人の事業税については、付加価値割、資本割及び収入割の合算によって課される外形標準課税が適用されます。

外形標準課税の対象法人	課税標準
① 事業年度終了の日(中間申告の場合、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日。以下、同じです。)の資本金が1億円を超える法人	所得金課税の対象法人 …所得割、付加価値割及び資本割の合算額
② 当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度終了の日(以下「資本金」といいます。)の合計額(以下「資本金と資本剰余金の合計額」といいます。)が10億円を超える法人(※1、2) (令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)	
③ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除きます。)又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等のうち、当該事業年度終了の日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(公布日(令和6年3月30日。以下、同じです。)以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額)が2億円を超える法人(※3) (令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)	収入金課税事業(※4)の対象法人 …収入割、付加価値割及び資本割の合算額
④ 特定ガス供給業(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)	収入割、付加価値割及び資本割の合算額

(※1) 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象であった法人であって、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象です。

(※2) 施行日(令和7年4月1日。以下同じです。)前に外形標準課税の対象外である法人及び施行日後に新設される法人については、①や③の基準に該当しない限り、外形標準課税の対象外です。なお、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度については、経過措置がありますので、ご注意ください。

(※3) 産業競争力強化法の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編(仮称)のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収(一定のものに限ります。)の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人(当該認定特別事業再編事業者(仮称)が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含みます。)が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては外形標準課税の対象外とする経過措置が設けられています。

(※4) 小売電気事業等、発電事業等(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用)及び特定卸供給事業(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)をいいます。

課税標準

課税標準

付加価値割

$$\text{付加価値額} = \frac{\text{収益配分額}}{\text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}} \pm \text{単年度損益}$$

※ 単年度損益が欠損で収益配分額から控除した結果、付加価値額がマイナスになる場合の付加価値額の繰越控除制度はありません。

資本割

$$\text{資本金等の額} = \left[\text{「法人税法第2条第16号に規定する額から、無償減資等の額を控除する」とともに、無償増資等の額を加算した額} \right] \text{と} \left[\text{資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額} \right] \text{のいずれか高い金額をいいます。}$$

収入割

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

※ 収入割の課税標準となる収入金額は、各事業の収入金額です。例えば電気供給業の場合は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等を控除した金額となります。

所得割

$$\text{所得} = \text{益金} - \text{損金}$$

※ 所得は、原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得の計算の例によって算定した金額で、欠損金額及び災害欠損金額の繰越控除がある場合にはこれを控除した後の金額となります。

付加価値額の概要

● 報酬給与額

各事業年度の報酬給与額は次のア及びイの合計額となります。報酬給与額は、原則として法人税の所得の計算上損金に算入されるものに限ります。

ア 各事業年度において、役員又は使用人に対する報酬、給料、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

雇用又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものであり、支給形態や名称は問わず、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが対象となります。

- ・通勤手当や福利厚生費のうち、所得税において非課税とされる額に相当する金額は対象になりません。
- ・請負契約に係る代金は労務の提供ではなく仕事の完成に対する対価であることから、注文者である法人の報酬給与額にはなりません。
- ・外国で勤務する役員又は使用人で、所得税において非居住者とされる者に対して支払う給与は報酬給与額になります。ただし、実費弁償の性格を有する手当等の支給額は報酬給与額になりません。

イ 各事業年度において、役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金規約に基づく掛金等一定のもの
の合計額

年金給付及び一時金等の給付に充てる以外の目的で支出する事務費掛金等は対象になりません。

【労働者派遣を受けている場合又は労働者派遣をしている場合】

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」又は「船員職業安定法」に規定する労働者派遣（船員派遣）契約に基づき労働者（船員）派遣を受け、又は労働者（船員）派遣をした場合には、上記ア・イの合計額に、次の金額を加えた金額又は控除した金額になります。

<労働者（船員）派遣を受けた法人>

労働者（船員）派遣の役務の提供の対価として、当該派遣をした者に支払う金額に75%を乗じて得た金額を加えた金額

<労働者（船員）派遣をした法人>

労働者（船員）派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額に75%を乗じて得た金額（※）を控除した金額
※派遣労働者（船員）に係る上記ア・イの合計額を限度とします。

【役員又は使用人が他の法人に出向した場合】

出向した役員又は使用人の給与については、当該給与の実質的負担者の報酬給与額とし、出向者の退職給与その他これに類するものについては、当該退職給与その他これに類するものの形式的支払者の報酬給与額になります。

- ・ 出向者の給与を出向元法人が支給し、出向先法人が自己の負担すべき給与に相当する金額(給与負担金)を出向元法人に支出した場合の当該給与負担金
⇒ 出向先法人の報酬給与額になります。
- ・ 出向者の給与を出向先法人が支給し、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするため、出向者に支給する給与額
⇒ 出向元法人の報酬給与額になります。
- ・ 出向先法人が、出向者に支給すべき退職給与その他これに類するものの額に充てるため、あらかじめ定めた負担区分に基づき出向元法人に支出する額
⇒ 実際に当該出向者に退職給与として支給したときに、出向元法人の報酬給与額になることから、出向先法人が出向元法人へ支出する額は出向先法人の報酬給与額にはなりません。
- ・ 出向元法人が確定給付企業年金契約等を締結している場合において、出向先法人があらかじめ定めた負担区分に基づき出向元法人に支出する掛金、保険料
⇒ 出向先法人の報酬給与額になります。

● 純支払利子

各事業年度の支払利子の合計額から受取利子の合計額を控除した金額となります。支払利子及び受取利子は、原則として法人税の所得の計算上損金又は益金に算入されるものに限りま

$$\boxed{\text{純支払利子}} = \boxed{\text{支払利子の合計額}} - \boxed{\text{受取利子の合計額}}$$

※受取利子の合計額が支払利子の合計額を超える場合は「0」とします。

<支払利子>

法人が支払う利息等(借入金の利息、社債の支払利息、手形の割引料等)をいい、原則として、法人税における「負債の利子」と一致するものとされています。

<受取利子>

法人が受け取る利息等(貸付金の利息、公社債の受取利息、預貯金等の受取利息等)をいい、原則として、支払利子の範囲と一致するものとされています。

● 純支払賃借料

各事業年度の支払賃借料の合計額から受取賃借料の合計額を控除した金額となります。支払賃借料及び受取賃借料は、原則として法人税の所得の計算上損金又は益金に算入されるものに限りま

$$\boxed{\text{純支払賃借料}} = \boxed{\text{支払賃借料の合計額}} - \boxed{\text{受取賃借料の合計額}}$$

※受取賃借料の合計額が支払賃借料の合計額を超える場合は「0」とします。

<支払賃借料>

法人が支払う土地・建物等の賃借料で、土地又は家屋(土地又は家屋と一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。)の賃借権、地上権、永小作権、その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価が対象になります。

- ・使用又は収益できる期間が連続して1月以上のものに限られます。
- ・賃借権等に係る役務の提供の対価については、賃借権等の対価と明確に区分されていない場合には支払賃借料になります。例えば、建物の賃料と明確に区分されていない建物の管理費は支払賃借料になります。

<受取賃借料>

法人が受け取る土地・建物等の賃借料で、原則として、支払賃借料の範囲と一致するものになります。

● 単年度損益

原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得の計算の例によって算定した金額で、欠損金額及び災害欠損金額の繰越控除前の金額になります。

● 雇用安定控除

収益配分額に占める報酬給与額の割合が高い法人の特例措置として、報酬給与額が収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)の70%を超える法人については、付加価値額(収益配分額±単年度損益)から、その超える額を雇用安定控除額として控除することができます。

$$\boxed{\text{雇用安定控除額}} = \boxed{\text{報酬給与額}} - \boxed{\text{収益配分額}} \times 70\%$$

● 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除

法人が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除を反映した額を付加価値割の課税標準から控除することができます。

また、中小企業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除を反映した額を付加価値割の課税標準から控除することが可能となります。

■ 資本金等の額

● 資本金等の額

「法人税法第2条第16号に規定する額から、無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

● 資本金等の額が1,000億円を超える法人の課税標準の特例措置

下表の「①資本金等の額」欄の区分に応じた「②課税標準算入率」欄の率を乗じて計算した金額の合計額が課税標準となる資本金等の額とされます。また、資本金等の額が1兆円を超える場合は1兆円として計算します。

① 資本金等の額	② 課税標準算入率
1,000億円以下の金額	100%
1,000億円超 5,000億円以下の金額	50%
5,000億円超 1兆円以下の金額	25%

● 持株会社の特例措置

持株会社(特定子会社(発行済株式総数の50%超を保有する子会社)の株式の価額が、総資産の額の50%を超える法人をいいます。)の総資産の帳簿価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合を資本金等の額に乗じて計算した金額を当該資本金等の額から控除することができます。

$$\boxed{\text{持株会社の資本金等の額}} = \boxed{\text{資本金等の額}} - \boxed{\text{資本金等の額}} \times \frac{\text{特定子会社の株式等の帳簿価額}}{\text{総資産の帳簿価額}}$$

外形標準課税適用法人の申告手続等に係る注意点

- ① 電子申告義務化について…令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税適用法人等の大法人が行う法人府民税及び法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければなりません。
- ② 中間申告について…法人事業税については、必ず中間申告納付の義務があります。
- ③ 申告書の添付書類…申告書に下表の書類を添付し、申告してください。

◎…提出義務があります ○…該当する法人にあつては提出義務があります ×…提出義務がありません

提出書類			提出先	主たる事務所等がある都道府県	その他の事務所等がある都道府県
法規則様式番号	様式名	対象法人			
第6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	全ての外形標準課税適用法人	◎	◎
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	特定内国法人 非課税事業を併せて行う法人	○	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	特定内国法人、外国法人 非課税事業を併せて行う法人 課税標準の特例を受ける法人	○	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	持株会社の特例措置を受ける法人	○	○
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	労働者派遣等の役務の提供を受けた法人・労働者派遣等をした法人	○	×
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の6の3	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度で給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除の適用を受ける法人	○	○
添付書類※	貸借対照表及び損益計算書(写)	全ての外形標準課税適用法人	◎	◎	

※ 令和2年4月1日以後に終了する事業年度から法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により行い、その際、財務諸表を電子的に提出している場合は、添付は不要となります。

<お願い>

主たる事務所等が大阪府にある場合、以下の書類についても添付をお願いします。

- ・ 販売費及び一般管理費明細書、売上原価報告書、製造原価報告書(作成されていない場合は不要です。)
- ・ 法人税別表4又は別表4の2付表(所得の金額の計算に関する明細書)
- ・ 法人税別表5(1)又は別表5の2(1)付表1(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書)

成長産業特別集積区域における税制(成長特区税制)について

平成28年4月1日から、大阪府内の成長産業特別集積区域(成長特区)に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。

成長産業事業計画の申請方法等については、次のお問合せ窓口にお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/>)をご覧ください。

● お問合せの窓口(令和6年4月1日現在)

【制度について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課 スタートアップ拠点形成グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階
電話:06-6210-9482 FAX:06-6210-9296

【新エネルギー分野の申請方法について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 グリーンビジネスグループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階
電話:06-6210-9269 FAX:06-6210-9296

【ライフサイエンス分野の申請方法について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課 未来医療推進グループ
〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目2-12 大手前庁舎別館7階
電話:06-6944-9144 FAX:06-6944-9098

ハートフル税制について

大阪府では、府内における障がい者雇用の促進及び職業の安定を図るため、次のとおり、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」(特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人又は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用)を実施しています。

	特定特例子会社	重度障がい者多数雇用法人	障がい者多数雇用中小法人
対象法人	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に認定を受けた特例子会社で、次の全ての要件を満たすもの 府内の事務所等において ・雇用する障がい者である労働者が5人以上 ・雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ・雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 重度身体障がい者等とは、重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者をいいます。 </div>	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次の全ての要件を満たすもの 法人及び府内の事務所等とともに ・雇用する障がい者である労働者が5人以上 ・雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ・雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上	雇用する労働者の数が常時100人以下の法人で、平均雇用障がい者数(府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数)が次の数を超えるもの ① 平均雇用労働者数が40人未満の場合は2人 ② 平均雇用労働者数が40人以上80人未満の場合は3人 ③ 平均雇用労働者数が80人以上100人以下の場合は4人 ※ 平均雇用労働者数とは、法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。
軽減税目	法 人 事 業 税		
軽減内容	現行税率の9/10		現行税率の9/10 (軽減額に上限があります。)
適用年度	認定日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度	要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度
提出期限	確定又は中間(予定申告を除く。)申告のそれぞれ申告期限前30日まで		

○ この軽減税率の適用を受けるためには、上記の要件以外に対象法人ごとに定めた要件に該当するとともに、**商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループ**での「事前確認手続」と府税事務所での「軽減税率の適用手続」の両方の手続を経ていただく必要があります。

詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループにお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ「ハートフル税制」(下記 URL)をご覧ください。

● 「ハートフル税制」に関する確認申請・お問合せの窓口

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ
 〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階
 電話:06-6360-9077/9078 FAX:06-6360-9079
 URL:https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html

納税場所

(1)各府税事務所及び府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関等

- ・銀行及び近畿労働金庫の本店又は支店
 - ・大阪府内に所在する信用金庫、信用組合、農業協同組合及びゆうちょ銀行(郵便局)
- 詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の[取扱金融機関一覧](#)をご覧ください。

(2)地方税共通納税システム

eLTAXを通じて電子申告を行った場合、地方税共通納税システムにより電子納税(インターネットバンキング、ダイレクト納付、クレジットカード)を行うことができます。

※ 納期限までに完納できない場合は、担当区域の府税事務所納税課までご相談ください。
納期限までに完納されない場合は、滞納となり延滞金がかかります。

eLTAXを利用すると、申告等がインターネットで簡単、便利に！！

○ 地方税ポータルシステム(eLTAX)とは・・・

地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットを利用して申告等の手続きが便利なシステムのことで、

このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告がまとめて1回のデータ送信で行うことができます。

○ 地方税共通納税システムとは・・・

法人府民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税などを複数の地方公共団体に対して、インターネットバンキング、ダイレクト納付やクレジットカードにより電子的に納税することが可能となる仕組みです。

【対象税目】

法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、事業所税、個人道府県民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)、法人市町村民税、個人住民税(特別徴収分、退職所得分)、府たばこ税(手持品課税は除く。)、ゴルフ場利用税、宿泊税

申告から納税までの手続きを一貫して行うことができます。

○ 大阪府で利用可能な手続き(法人府民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税)

電子申告	電子申請・届出	共通納税
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定申告 ○ 中間申告 ○ 確定申告 ○ 修正申告 ○ 清算事業年度予納申告 ○ 均等割申告 ○ 清算確定申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立・設置届出 ○ 異動届 ○ 更正請求書 ○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○ 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の納付 ○ 見込納付 ○ みなし納付

○ 利用できる方

- 法人府民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の納税者の方
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方



○ 利用手続等の詳細については、[eLTAXホームページ](#)又は府税のホームページ「府税あらかると」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/denshi.html>)をご覧ください。

お問合せ先

■ 府税事務所

(令和6年4月1日現在)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7935	540-8507 (法人申告書送付 専用郵便番号)	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)(注)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市

◎開庁時間は全て平日の午前9時から午後5時45分までです。

(注)北河内府税事務所は令和6年10月15日に枚方市岡東町19番1号ステーションヒル枚方オフィス B 9階へ移転します。

なお、電話・ファックス及び郵便番号について変更の予定はありません。

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。



財務部税務局税政課 令和6年7月発行

(府税のホームページ [府税あらかると](#))

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18 階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9932